

体育市民連帯 金曜コラム 2019 年 10 月 18 日

「すべての人」のためのスポーツ基本法

ジョン・ユンス(スポーツ評論家・聖公会大教授)

2020年1月から地方自治団体長の体育長兼職禁止が施行される。スポーツ界の自生力の強化がこれまで以上に必要とされるものである。これまで韓国の体育は国家の莫大な支援と一定の制御下に発展してきたし、特に各自治体の傘下に広がってなんとか持ちこたえてきた。今、兼職禁止によりその「支援」と「育成」が縮小されたり、少なくとも他の形態に急変する可能性が高まった。

問題の核心はスポーツ界の自活力強化であり、そのための方法の一つが「スポーツ基本法」の制定である。これまでの韓国の体育政策は「国民体育振興法」に基づいている。 1962年に制定された「体育振興法」に根を置いている「国民体育振興法」は、1982年に、88 オリンピックを準備する過程で大々的な全面改正をし、その後大きな変化なしに維持されてきた。いくつかの部分的な改正があったが、法を模範にして新しい傾向や産業を反映する下位法が作られたりしたが、一世代前に制定されたこの法律の目的と定義は、その後急変した国内外のスポーツ環境を正しく反映できないでいる。

この法律 1条「目的」に表現されている単語、例えば「体力増進、健全な精神、陽気な生活、国威宣揚」などは、発展途上国から中進国へと跳躍した頃に通用していた発展主義国家論の理念を反映しており、21世紀大韓民国の社会的、文化的、感情的な雰囲気とは程遠い。この法律の 2 条で定める「体育、専門体育、生活体育、選手」などの概念の定義はまた、今日の現代スポーツの多様性と市民それぞれの文化的欲求を忠実に反映できていない。要するに従来とは全く異なる方法で展開される新しい様相のスポーツ傾向、それに関連した選手とファンとメディアと施設と予算などは、この法律の外で徘徊するしかなくなる。

結果的に37年前の法の目的と定義による第3条、すなわち国家と地方自治体の振興育成政策も構造的な問題を長期化している。政府や自治体は予算を握っており、大韓体育会と各傘下団体と協会と指導者たちは、その鎖の位階単位に置かれており、自活力を失って久しい。これにより権力と体育の複雑な蜜月関係が形成され、一朝一夕にも敵と同志が入れ替わる位階秩序の下部では、暴力と不正が霧のように広がるようになったのだ。すぐ三ヶ月後から施行される兼職禁止措置がせめて長い鎖を断ち切る思わぬ端緒となり、これで「スポーツ基本法」が活発に議論されているのだ。

すでに 10 年以上前から「基本法」の制定の必要性が提起され、ここ数年の間には具体的な法令の草案まで提示された。当事者と言える大韓体育会でも 9 月に発表した独自の革新案で基本法の制定を重要と位置づけ、文化体育観光部と国会文化観光委の一部議員もこれに対する意見や方向を積極的に出している。スポーツ界の懸案はたいてい「葛藤的」であり「対立」に見えるものだが、直ちにすべての利害関係者の未来がかかった「スポーツ基本法」は、一見「大同小異」の視点を持つように見える。

しかし、これまでいくつかの研究機関の報告書や一部の国会議員が用意したドラフトを見ると、「スポーツ基本法」という新しい用語を使ったけれど、まだ「国民」の「体育」を「振興」することに集中された、極めて体育内的な視覚にとどまっている。社会全般のダイナミックな変化と国際的なスポーツ文化の環境の急変、これに伴う若い世代の文化的欲望とその世代の文化で育った若い選手たちの内面を反映でき

なかった。いや、これに対する認識自体が全くない提案もたまにある。ただ活発な身体活動のために「体育」が機能的に搭載される振興策に留まっている。 「健康な体に健全な精神が宿る」は、20世紀半ばの体育概念に基づいた人間の身体の一方の基準、それに伴う体育の機能的効果と手段、これを促進するための物理的な振興の提案が相変わらずだ。物理的な振興、この道をずっと行けば再び政府の支援に依存して一握りの自生力も残らなくなる。

「スポーツ基本法」での「基本」は、体育政策を「振興」するための基本ではなく、人間が享受すべき 社会的、文化的権利という価値の面での「基本」である。この概念から出発しなければならない。この 「基本」によると、スポーツを通じた人間の尊厳増進、各種差別禁止と嫌悪排除、すべての生命の尊重と それに基づくすべての人の様々な身体的条件に対する価値と配慮が「基本」にならなければならない。特 定に理念化された「国民」ではなく普遍人権レベルの「すべての人」がこの法律に該当し、その「すべて の人」がそれぞれの環境と条件で差別なくスポーツ活動をすることができなければならず、これにより個 人の幸福と社会関係の形成が行われ、さらに地域社会や共同体の民主的発展にスポーツが寄与することが 「スポーツ基本法」の立法趣旨でなければならない。

ややもすると「良い言葉並べ」のように見えることがあるが、実はこれを「基本」にしてこそ、マクロ 的には国際的なスポーツの多様性に積極的に応えることができ、日常的には地域共同体活性化のために体 育人の役割が認められるものである。

スポーツを人間の基本権が実現される場とし、さまざまな社会的要求と文化的欲求が美しく広がる場と して認識しなければならない。このような時にスポーツ基本権は、憲法上の幸福追求権、平等権、教育 権、健康権、労働権などと同等のレベルで結合されて、深い内面と包括的な外縁を持つようになる。この すべての権利とスポーツ権が結合されてこそ、いわゆる「体育人」の社会的地位、生活安定、雇用創出な どにも連結される。

近いうちに体育界と国会などで「スポーツ基本権」が活発に議論されるだろうが、一部の表現だけを少し変えた「体育振興策」ではなく、体育全体の未来をかけて果敢に社会の中に進入して入り、「すべての人」とダイナミックに成長していく「スポーツ基本法」を制定するために知恵を集めなければならない。

*この記事は、2019 年 10 月 14 日京郷新聞[ジョン・ユンスのオフサイド]に掲載された文章を共有しよう として掲載いたします。

http://naver.me/FKs8aJwD

INFOMATION

体育市民連帯 ソウル市 瑞草区 瑞草洞 1485-3 スンジョンビル 305 号 체육시민연대 서울시 서초구 서초동 1485-3 승정빌딩 305 호

Tel: 02-2279-8999, E-mail: sports-cm@hanmail.net

ホームページ: http://www.sportscm.org/

日本語訳:佐藤好行 新日本スポーツ連盟 国際活動局 韓国担当 jr1fep@gmail.com